

第 21 期第 8 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 3 年 8 月 25 日 (水) 午後 1 時 55 分から午後 2 時 22 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階「議会第 4 会議室」 (※)

議 題

1 指示事項

(1) 道志川及び津久井湖における投網禁止について (資料 1)

2 協議事項

(1) 令和 2 年度増殖実績及び令和 3 年度目標増殖量等について (芦之湖漁業協同組合)

(資料 2、2 - 2)

3 報告事項

(1) 令和 3 年度目標増殖量等の中間実績について (資料 3、3 - 2)

(2) 多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 4)

4 その他

(1) 令和 3 年 11 月の委員会開催日程について

(2) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 G L、中川技師

(※) 篠本副会長、平田委員及び細川委員は神奈川県小田原水産合同庁舎よりウェブ参加

議 事

滝口事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

本日は緊急事態宣言の発令等、現下の状況を踏まえまして、篠本副会長、平田委員、細川委員には、小田原水産合同庁舎にお集まりいただき、Webで参加していただいております。御了承願います。

委員の皆様の出席状況でございますが、本日は委員10名中、9名の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第8回の委員会を開会します。

(井貫会長)

本日の委員会は、会議時間を短縮するための事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局、水産課からの資料説明は、原則省略したいと思いますので、御協力をお願いします。

本日の議題は指示事項が1件、協議事項が1件、報告事項が2件となっております。

ではまず、議事録署名人を指名させていただきます。平田委員、安藤委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず指示事項(1)の「道志川及び津久井湖における投網禁止について」を議題とします。資料内容について事務局、水産課から補足はありますか。

事) 角田代理

2点補足いたします。いずれも事前送付した事務局の説明資料の1ページに記載した当該委員会指示のこれまでの経緯に関する事柄です。

まず1つ目は、これまでの経緯について、1点追加させていただきます。これは昭和51年の指示から禁止区域が拡大されたということです。資料1の1ページの略図をご覧ください、この図は下が道志川の上流で、上が下流となり津久井湖に入ります。現在の禁止区域は上流の弁天橋から下流の道志橋までですが、昭和47年の指示開始当時の禁止区域は2つの橋の中間点から下流の道志橋まででした。つまり略図の上側半分だけでした。そのため、中間点から上流の弁天橋までの間で投網をする者が増え、水産資源・漁場に影響を及ぼすようになってきたことや、禁止区域の始まりの点が2つの橋の中間点ということで分かりにくいいため、橋から橋までを禁止区域とすることでこれを明確にして、現地での巡回を徹底したいとの要望が遊船協会などからありました。

委員会で現地調査なども行ったところ、委員会指示の実効性を上げるためには必要であろうということで、昭和 51 年度の指示から現在の禁止区域となっております。

もう 1 点ですが、説明資料の中に平成 19 年度、要望団体から相模川漁連が抜けて津久井湖遊船協会だけとなったとの記載があります。その理由ですが、当時の記録等を見ましたが、わかさぎ採捕禁止の指示と同様、はっきりとした理由は分かりませんでした。以上、2 点補足いたします。

議長

補足説明がありましたが、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

津谷委員

前回のわかさぎの時も同じような問題だったのですが、要望団体の津久井湖遊船協会のメンバーは、以前、津久井湖に漁業権が設定されていた頃の漁業権者が構成員なんですか。

事) 角田代理

そういう方もいらっしゃると思います。現在は、地元の釣り船のボート業者さんの集まりです。もともとはそういったことで組合活動をされていた方だと思います。

津谷委員

それから増殖事業をなさっているみたいですが、その増殖事業の内容が適正かということを監督するというようなことはしているのでしょうか。

事) 角田代理

増殖事業の監督をしているかということですか。

津谷委員

そうです。適正さを担保するような規制みたいなものが掛かっているのでしょうか。

事) 角田代理

委員会としていつも見させていただいているのは、わかさぎ採捕禁止や今回の投網もそうなんですけども、どのぐらいの量を増殖行為として行っているのか報告を求めています。そういうことをきちんとしますので、委員会指示をお願いしたいというのが、地元の要望でございますので、その辺の実績の確認はさせていただいています。

津谷委員

それが適正なのかという検証は特に。

事) 角田代理

向こうからの報告いただくものを受けているというところでございます。私どもとしては、踏み込んで、例えばその報告の内容を協会のバックデータと合っているかどうかという検査機能的な権限まではちょっとどうかと思いますので、そこまではしておりません。

津谷委員

結論的には、今回の指示に関しても歴史的な経緯もありますので、賛成ではありますが、一般論として、委員会に対して要請をする者が、前回の時も事務局の方でもいわゆる一般の任意団体が要請して、それに対して発動しているケースはとてもレアであると、あるいは他にないというような話だった

ので、要するにこの指示を出すということは、漁業法に基づく指示ですので、場合によっては、事実上、本来の漁業法の様々な規制のもとで共同漁業権を設定している人たちと同じような権限を与えてしまうことになるので、要望の主体がどんな方なのかというの、多分問われる場面が、一般論として出てくるのかなという気がします。そこは今後、検討しなくてはいけない課題なのかなという感想です。ただ本件に関しては別に異存はないです。以上です。

議長

何か説明がありますか。

事) 角田代理

おっしゃるとおり、指示の形式としてはレアな感じとっております。そこで委員会指示の期間が1年間にしてあり、その更新の都度、相手から要望書をもらい、私どもも現地の確認、このところコロナの関係で直接赴いていくことはできませんでしたが、向こうに調査票を送り書いてもらったりして、現地確認しております。管理監督というところまでではないのかもしれませんが、適切にやっているかどうかというところは見させていただいているところです。

確かにおっしゃるとおりのところがございますので、相手とこういったコンタクトしながら進めていきたいと思えます。

議長

津久井湖ができた時から漁業権はないんですね。

事) 角田代理

はい。

議長

漁業権者に相当するものは、津久井湖ができた時に存在しなかったということはありませんよね。

それから何年か前に委員会で現地を視察させていただきまして、その時に増殖施設も見せていただきましたけど、その時の話として、芦之湖漁協に研修に行って技術を学んで、水産試験場の指導を受けながらやってるということで、きちっとやられていたというのは私どもも見させていただきました。御参考までに。

他に何かございますか。

安藤委員

この案はこれまでどおりの案だと思うのですが、今までの委員会指示に大抵あった試験研究等の場合の適用除外がこの場合はありません。そうすると、例えば、この区間で試験場や国土交通省関係の調査会社などが投網でも採捕したいということになった場合の扱いはどうなるのでしょうか。

事) 角田代理

現状の委員会指示には適用除外がありませんから、駄目ということになります。そこで、どうしても投網でなければならないという調査があるのかと思ひ、内水面試験場に聞いてみましましたところ、最近はあまり捕り方を投網に

限定したような調査は行われてなく、内水面試験場としても投網が禁止されても、調査には特に支障がないだろうという話でした。また国土交通省などの環境調査ですけれども、そういったものが仮に入った場合でも採捕するとするならば、投網よりも最近では電気ショッカーや刺網で行うことが多いというようなことを試験場の方はおっしゃっていました。

そういった調査が入るとなると、内水面試験場の協力が必要ですので、事前に相談があると。国は予算で動いていますから事前に分かりますので、もしどうしてもそれによることが生じれば、その時、委員会指示を御検討いただければと思います。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

そうすると、敢えて今入れなくて、そういう要望があれば、その年度で検討するということですか。

事) 角田代理

どうしてもということがあればその時は、事前にきちんとした相談がされてくるので、連絡があれば、そういうことは必要かもしれませんが、あまり考えられないかなというような話でした。

安藤委員

これは年間を通しての指示ですから、やれるときがないので、厳しいかなと思ったもので、御質問したのですが、分かりました。もしあれば、その際に検討するということで。

もう1点なんですけど、この要望書を見ると津久井湖にはわかさぎ、あゆ、こい、ふな等多くの魚が生息してて、いろんな増殖活動をしていて、それから、この投網禁止区域にする場所がこれら魚族の主要な産卵場所、又は生息場所となっており、その魚の保護だって書いてあるんですけど、具体的な魚種というのは何になるんですかね。写真で見ると、この区間はかなりこう浅い、開けた流れのように見えるんですけど、具体的には投網禁止の対象と考えている魚種っていうのは、何になるのでしょうか。

事) 角田代理

お渡しした資料の5ページの委員会指示の状況調査のところの3番、「当該投網禁止区域の状況」ということで、あゆ、わかさぎ、ふな、その他が書いてありまして、大体この辺の状況を私ども問い合わせしていますが、対象としてはこの辺の魚種になろうかと思います。

安藤委員

私もこれを読んで、あゆ、わかさぎ、おいかわ、うぐいなどは、そうなんだろうなと思ったんですけど、ふなやこいも挙げてありますが、この辺でふなやこいも含めて乱獲される恐れがあるということですか。

事) 角田代理

やはり彼らが一番気にしているのはあゆなどですけれども、当初委員会指示を発動した頃の資料を見ますと、ふな等も県外の業者が投網でここから大

量に獲って行ったという記載もありましたから、気にしている魚種の一つにはなっているようです。

安藤委員 この区間でふな等が捕られていたことがあるということですか。

事) 角田代理 指示発動当時の議事録にはそのような記載がありました。

安藤委員 分かりました。投網で魚種を限定するのは難しいのですけれども、全ての魚種というふうになっているので、何が具体的な対象になるのかなってというのがちょっと気になったんで質問させていただきました。分かりました。

議長 よろしいですか。

安藤委員 はい。

議長 他に何かございますか。

小田原の方、よろしゅうございますか。

では、他に特に御質問もないということですので、本件につきましては案のとおり、委員会指示を発動するという事で決してよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 では、そのように決めます。

続きまして、協議事項(1)の「令和2年度増殖実績及び令和3年度目標増殖量等について」、芦之湖漁協の関係を議題といたします。

何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

安藤委員 事務局の説明資料で2ページの下の方に芦ノ湖の放流実績のサイズの違いのことが書いてあり、これを読めばそうなのかと思うのですが、一方、この増殖実績の表の方を見ると、「目標増殖量等と異なる場合はその理由」と書いてあるところがほとんど空欄なんです。だからこの説明資料の2ページの下段に書いてあるようなことをかいつまんでこの表の一番右の目標増殖量と異なる理由に書いておくべきなのかなと思ったのですが、どうですか。

事) 角田代理 書くようにいたします。

安藤委員 こちらの説明資料を見れば当然分かるのですが、この表だけ見ても分からないので、その方がいいのかなと思ったものですから。

事) 角田代理 これまでは増殖の実績が目標を大きく下回るような場合は、要注意ですので、ここに書いておりましたが、実績に比べて多いような場合についても少し経過を書き入れることは考えさせていただきます。

議長 よろしいですか。

安藤委員 はい。

議長 他に何かございますか。

平田委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

平田委員
議長 資料のとおりです。
はい、ありがとうございます。

それでは他に特に質問もないということですので、芦之湖漁協の内共第5号の令和2年度の増殖実績について承認し、令和3年度の目標増殖量については、原案のとおり決定するということによろしゅうございますか。

委員一同
議長 (了 承)
なお、3ページの案のように公報に登載をし、ホームページでは4ページの形で公表するというになっておりますので御承知ください。

それでは報告事項(1)の「令和3年度目標増殖量等の中間実績について」です。

何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。中間的なものですので。

安藤委員 やまめ、にじます、いwanaは溪流魚ですよね。実績を見たときに、酒匂川、早川といった西の方の河川は中間実績が相当量入っているのですが、一方で相模川、神ノ川、道志川の方は中間実績が入っていないのですが、これは放流時期が西と東でかなり違うということでしょうか。

萩原委員 私が聞いておりますのは、溪流魚については、やはり寒い時期ということで、年明けの2月、3月、年度が変わる前に放流をするというのが相模川漁連については例になっております。ですから、年度のとり方が相模川漁連は4月から3月いっぱいという形になると思います。

その他の漁協は、1月から12月となっていて、予算執行の取扱いといったものがあるのだと思います。

安藤委員 そうすると、実際に放流する時期は2月頃で同じなんだけども、会計期間の関係でここに出てこないということですか。

萩原委員 そういうことです。

安藤委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 酒匂川と早川は1月から12月、他は4月から3月ということですよ。他に何かございますか。

ないようでしたら中間実績の報告等を了承するということによろしゅうございますか。

委員一同
議長 (了 承)
では続きまして、報告事項(2)の「多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限に係る委員会指示の

委員一同
議長

「公報掲載について」は委員会指示が公報掲載されたという報告ですので了承
ということによろしゅうございますね。

(了 承)

それではこれで終わります。